

活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	1

① 年月日・時間	①令和4年10月20日(木) 13時~16時45分 ②令和4年10月21日(金) 8時30分~11時30分						
② 場所	①市民会館シアーズホーム夢ホール(熊本県熊本市) ②宇城市松橋総合体育文化センターウイングまつばせ(熊本県宇城市)						
③ 相手方	①小田切 徳美 明治大学農学部教授, 関司 直也 法政大学現代福祉学部教授 他 ②宮口 侗 早稲田大学名誉教授						
④ 参加者	①徳島県議会議員 杉本 直樹、岡本 富治、西沢 貴朗、岩丸 正史、井下 泰憲、増富 義明 ②徳島県議会議員 杉本 直樹、井下 泰憲、増富 義明						
⑤ 目的・内容	「全国過疎問題シンポジウム2022inくまもと」に参加 ①10/20全体会(市民会館シアーズホーム夢ホール) 基調講演「『にぎやかな過疎』を目指して」 パネルディスカッション「『過疎 新時代』新しい時代の流れを力にする一創造的復興の現場からメッセージ」 ②10/21第1分科会(宇城市松橋総合体育文化センターウイングまつばせ) 過疎地域持続的発展優良事例発表会						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	宿泊費	8,500	10/10	8,500	10/20 宿泊代 8,500円×1泊(三井ガーデンホテル熊本 泊)		
	交通費	36,180	10/10	36,180	10/20~21JR往復代(阿波池田駅⇄熊本駅)		
	交通費	1,030	1/2	515	10/20 タクシー代 (熊本駅⇄市民会館シアーズホーム夢ホール)		
	交通費	5,830	1/3	1,943	10/21 タクシー代 (宿泊先⇄宇城市松橋総合体育文化センター)		
	交通費	5,190	1/3	1,730	10/21 タクシー代 (宇城市松橋総合体育文化センター⇄熊本駅)		
	合計	56,730		48,868			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充分に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	48,868 円
-----------	----------

領 収 書

No 169533

鹿児島県議会事務局
井下 奈恵 様

¥ 8,500-
全国巡回講演会参加費
但し 宿泊代
として上記金額正に受領致しました

収 入
印 紙

平成 4 年 10 月 11 日 現金 小切手 振込
令和



熊本市中央区萩原町3-21 サザンハイム
熊本バス ツーリスト サービス
(熊本バス株式会社)



取扱者印



TEL 096-379-8001
FAX 096-379-8711

御注意 金額を訂正したもの又は取扱者印なきものは無効です

領 収 書

井下 泰寛 様

領 収 年 月 日 2022. 9. 29

領 収 金 額 ￥36,180 (消費税等込み)

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(30122 6枚)
四国旅客鉄道株式会社

徳島駅
徳島駅 M5.1 発行

40123-02

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 高 松
税 務 署 承 認 済

C制 乗車券 (かえり) (幹)

熊本 → 阿波池田

經由: 熊本・新幹線・博多・新幹線・岡山・本四備讃・予讃・土讃
10月20日から10月29日まで有効 ¥18,780

2022.-9.29 徳島駅M51発行
30122-06 (5-夕)R103C00

復割

C制 乗車券 (ゆき) (幹)

阿波池田 → 熊本

經由: 土讃・予讃・本四備讃・岡山・新幹線・博多・新幹線・熊本
10月20日から10月29日まで有効 ¥***

2022.-9.29 徳島駅M51発行
30122-05 (5-夕)R103C00

復割

C制 新幹線特急券

熊本 → 岡山

10月21日 (13:22発) (15:52着) 乗継 C21
さくら 556号 全席禁煙 7号車 8番A席
¥7,680 内訳: 特5,150・九特2,530

2022.-9.29徳島駅M51 (5-夕) 30122-03

R103

C制 特急券

阿波池田 → 岡山

10月20日 (7:09発) (8:38着) C26
南風 2号 2号車 1番A席
¥860

2022.-9.29徳島駅M51 (5-夕) 30122-02

R103

乗継

C制 特急券

岡山 → 阿波池田

10月21日 (16:05発) (17:34着) C56
南風 17号 1号車 8番D席
¥860

2022.-9.29徳島駅M51 (5-夕) 30122-04

R103

乗継

C制 新幹線特急券

岡山 → 熊本

10月20日 (9:41発) (11:57着) C15
みずほ 605号 全席禁煙 5号車 5番A席
¥8,000 内訳: 特5,470・九特2,530
N07680

2022.-9.29徳島駅M51 (5-夕) 30122-01

R103

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。

無線番号 217号

2022年10月21日

乗車料金
¥5190円

立替金
円

上記の通り正に領収致しました。

松橋タクシー 有限
会社
宇城市松橋町松橋1199-1
☎ 0964-32-1160

領収書

2022年 10月 21日

車両番号 1310

運賃 ¥5830円

合計 ¥5830円



(株) TaKuRoo タクシーコール熊本

熊本市西区上熊本3丁目1-36

TEL 096-356-5555

FAX 096-356-5566

領収証

現・チ・ク・割引 No.4849

日付 2022年 10月 20日

車番 005143 0000

基本運賃 ¥1,030円

合計 ¥1,030円

上記の様に領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。

お忘れ物、お問い合わせは下記までご連絡下さい。



(有) 银杏交通タクシー

熊本県合志市栄2127-39

☎ 096-248-0231

またのご乗車、お待ち申し上げます。

原本は増富議員添付

活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	2

① 年月日・時間	令和4年12月16日						
② 場所	①参議院議員会館 ②株式会社NTTデータ経営研究所						
③ 相手方	①参議院議員 自見はなこ 秘書 堀江 宙生 秘書 沼崎 雅之 ②株式会社NTTデータ経営研究所 ニューロイノベーションユニット 中西智也 ニューロイノベーションユニットシニアコンサルタント 桃木美登里						
④ 参加者	徳島県議会議員 北島 一人 井下 泰憲						
⑤ 目的・内容	①脊柱側湾症に対する国の政策や取り組みについて、研修を受けた。 ②脊柱側湾症の機器検診の実証事業について、研修を受けた。						
⑥	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用 記録簿
	航空券代	25,140	10/10	25,140	往路：12/16 JAL452 7：40徳島発⇒8：50羽田着 復路：12/16 JAL463 18：25羽田発⇒19：45徳島着		
	合計	25,140		25,140			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 議員が主催する研修の場合、参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

WEB bd70aefb7db9babbd627b9fb92f10982
2022年12月14日 09:38領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 井下 泰憲 様
金額THE SUM OF : ¥ 25,140 円(税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312450952032
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年11月17日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
INOSHITA HIRONORI 様	2022年12月16日(金)	徳島	東京(羽田)	JAL452	先得割引-タイプA(普通席)	¥9,570
	2022年12月16日(金)	東京(羽田)	徳島	JAL463	先得割引-タイプA(普通席)	¥15,570

合計金額

¥25,140



ご搭乗案内

Boarding information slip

-----この控えは着地までご携帯ください-----

INOSHITA HIRONORI様 076

◆出発DEPARTURE

◆行先DESTINATION

徳島

⇒ 東京

TOKUSHIMA

TOKYO

◆便名FLIGHT

JAL 452

◆搭乗口 GATE

3

◆座席SEAT

29K

◆搭乗日 DATE

12/16

◆運賃種別 FARE TYPE

EDAS28Z

◆出発時刻 DEP. TIME

07:40

◆搭乗案内 BOARDING INFORMATION

BOARDING GROUP 3

ご搭乗口へは10分前までにおこしください

***** お知らせ ATTENTION *****

非常口座席です

万一の場合緊急脱出の援助をお願いします

援助を実施できない、または同意いただけない

場合はお近くの係員に声をおかけください

Passengers seated in emergency exit row seats will be

requested to assist during an emergency evacuation.

これは搭乗控えです 搭乗口では保安検査場と同じ

JAL-ICまたは2次元バーコードをかざしてください

Operation JAL



ご搭乗案内

Boarding information slip

-----この控えは着地までご携帯ください-----

INOSHITA HIRONORI様 *****8997/JL 099

◆出発DEPARTURE

◆行先DESTINATION

東京

⇒ 徳島

TOKYO

TOKUSHIMA

◆便名FLIGHT

JAL 463

◆搭乗口 GATE

3

◆座席SEAT

46K

◆搭乗日 DATE

12/16

◆運賃種別 FARE TYPE

EDAS28Z

◆出発時刻 DEP. TIME

18:25

◆搭乗案内 BOARDING INFORMATION

BOARDING GROUP 4

ご搭乗口へは10分前までにおこしください

これは搭乗控えです 搭乗口では保安検査場と同じ

JAL-ICまたは2次元バーコードをかざしてください

JMBM

Operation JAL

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	令和5年3月8日						
② 内容	<p>発行部数 12,000部 配布方法 郵送（タウンプラス）・事務所での配布 県政報告書を印刷し、県内において上記の方法により 地域住民に配布し広聴広報活動を行う。</p> <p>※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること</p>						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果物	発送 物写し
	作成費	389,920	99.7/100	388,750	デザイン・印刷・透明袋 一式 389,920円	✓	
	事務費	36,000	99.7/100	35,892	県政報告袋詰め作業代 12,000部×3円=36,000円		
	郵送費	579,513	99.7/100	577,774	県政報告タウンプラス郵送料 11,363部×単価51円=579,513円		✓
	合計	1,005,433		1,002,416			

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	99.7/100
政務活動費の支出額	1,002,416 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収証

井下泰憲

様

No. _____

金額

¥389,920-



内訳

現金

小切手

手形

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-690

但 県政報告印刷代

2023年 2月 25日 上記正に領収いたしました

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ2508-3

Studio

横山 篤志

TEL (0883) 72 - 0340

係印

領収証

井下泰憲

様

No. 4986

金額

¥36,000-

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等 (10%)

コクヨ ウケ-690

但 県政報告印刷代(枚数)

収入印紙

2023年 2月 25日 上記正に領収いたしました

ワークサポート やま

施設長 岩城

領収書

毎度ありがとうございます。

お客様名： 井下 泰憲 様
お客様番号：
住所： 〒 778-0002
徳島県三好市池田町 マチ 2 1 8 5 - 4

料金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	5	7	9	5	1	3

収納内訳	
現金	579,513円
証紙	-
切手	-
小切手	-

別納引受
(内訳)

<種別>	<特殊取扱>	<量目/サイズ>	<通(個)数>	<単価(円)>	<料金(円)>	<摘要>
ゆうメール特別 区内		50.0g 2.5cm未満	11,363	51	579,513	
		小計			579,513	

料金計	579,513円	割引計	0円	課税計	579,513円	
				(内消費税等)	52,683円	
				非課税計	0円	お預り 現金 579,513円
				合計	579,513円	おつり 0円

上記のとおり領収しました。

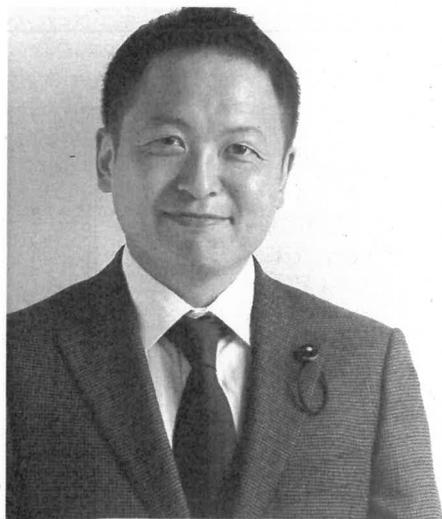
〒 100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
連絡先： 阿波池田郵便局
電話番号： 0570-943-174

発行番号： 230308d0001
発行日時： 2023年 3月 8日 15:56



印紙税申告納付につき麴町税務署承認済

領収日
2023.03.08



徳島県議会議員

料金別納郵便

タウンプラス

井下泰憲

三好市の皆様へ

新時代へ!!
井下泰憲

ご挨拶

早いもので、今任期も4月末までとなつてしまいました。4年間のうち、3年強をコロナ禍の中で過ごすという、思ってもいなかった期間でした。

その間、社会情勢性は大きく変化し、それに伴い生活環境も大きく様変わりしてしまいました。

そんな時には必ず、狭間で苦しむ人や声を出せない人たちが出てきます。

また日本は失われた30年、人口減少と過疎化の中、所得は上がりず日本は衰退の一途を辿っています。その失われたものは「地方」そのものだと思います。

地方の産業の中心であった一次産業は衰退し、耕作放棄地や空き家が目立っています。地域で先人から受け継がれてきた、故郷の土地・伝統文化・産業を守り取り戻すことが、これから地方議員としての大きな役割であり、それが必ず「日本を取り戻す」ことに繋がっていくと信じています。

これからも「志操堅固」の精神を持って未来への責任を果たしていきたいと思っています。

県政報告

令和5年2月発行

vol.4

INOSHITA HIRONORI

令和4年度 プロフィール

徳島県議会自由民主党 副幹事長

議会運営委員会 委員

文教厚生委員会 委員

次世代育成・少子高齢化対策特別委員会 副委員長

企業会計決算認定特別委員会 委員長

政策条例検討会議 座長

〈発行〉徳島県議会議員 井下 泰憲

778-0002

徳島県三好市池田町マチ2185-4

tel: 0883-87-7210

fax: 0883-87-7211

mob: 090-6882-9024

e-mail: info@inoshita-h.com



SNS等
随時
更新中!



オフィシャルwebサイト

井下泰憲

Q①こども家庭庁創設に向けた取り組み

当選後、初めての一般質問で親と子供の支援について、家庭教育支援条例に基づき「庁内連携すべきでは？」と提案させていただきました。

その後、連携の形を進化させ、昨年は全国でもなかなか例がないであろうコロナ禍における県下全域での子供と家庭の実態調査を、この連携を活かして行ってくれました。

これにより、見えなかった部分が見えてきたことは、今後の支援体制の強化に大きな意味があったと感じています。子供と親の支援は表裏一体です。

子供と親の支援については、社会構造が大きく変化する中で、複雑化・多様化し、支援体制の強化は急務となっております。

一昨日、国会で設置が決まったばかりですが、国もこども家庭庁を創設し「こども真ん中社会」を目指して、国全体で取り組む姿勢を見せていますが、現場となる自治体において、対応する人員確保も含めてまだまだ課題もたくさんあるのが現状です。

そこでお伺い致します。国において令和5年4月に「こども家庭庁」

が設置されるにあたり、県としてどのように取り組んでいくのでしょうか？



A①

こども家庭庁の設置にあたり、どのように取り組むのか」とのご質問でございますが、家族構成の変化や地域コミュニティの希薄化により、子供を取り巻く環境が複雑化する中、子供関連の施策につきましては、内閣府、厚労省、文科省など、「複数の府省」にまたがって所管されていることから、府省間の調整に時間を要し、迅速な対応に結びついていないといった課題が指摘されてきました。このため、国において子供及び子育て当事者の視点に立った政策の企画・立案・総合調整を行うこども家庭庁を設置する法案が一昨日、可決・成立し、強い司令塔機能を持つ新組織として令和5年4月に創設されることとなりました。

本県では、これに先駆け、時代の潮流や課題に的確に対応し、子供や青少年、子育て世代への一貫した施策を展開するため、「徳島はぐくみプ

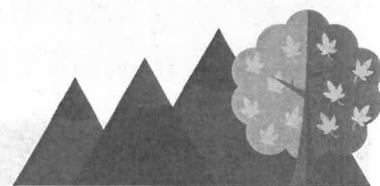
ラン」を策定し、あらゆる主体が協働し、安心して子供を産み育てることのできる徳島の実現に向け、積極的に事業展開を図って参りました。

とりわけ、議員お話のとおり関係部局間の連携が重要であるとの認識のもと、ヤングケアラーの支援に関するプロジェクトチーム「徳島県家庭教育支援条例」に関する情報交換会などを設置し、部局を超えた情報共有と意見交換を行うとともに今年度には、関連施策の連携や調整を行う担当次長を未来創生文化部に配置し児童虐待への対応やヤングケアラー支援対策の強化などに、鋭意取り組んでいるところであります。一方で、国難とも言えるコロナ禍は子供を取り巻く環境に一層深刻な影響を及ぼしており、その長期化による経済的な困窮や生活不安を背景に、児童虐待、いじめや不登校の増加が懸念されており、今まさ

に、子供達を社会全体で守るための、これまでにない、緊密な連携が求められております。

そこで、本県では、この喫緊の課題に即応し、部局間の垣根を取り払い、有機的に連携するとともに、こども家庭庁の設置に対応した準備を、国の動きに先んじて行うため、子供・子育てに関する政策を推進する連携会議を早期に立ち上げ、全庁を挙げて、子供・子育て支援につなげて参りたいと考えております。

今後とも、こども家庭庁が担う役割や、新たな施策にアンテナを高く掲げるとともに、国や市町村、関係機関と緊密に連携し、次代を担う子供達が、夢や希望を持って成長できる社会の実現に、しっかりと取り組んで参ります。



Q②生活困窮者対策の充実強化

生活困窮者対策の充実強化についてお伺い致します。

新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済への悪影響の長期化に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、原油や穀物等の価格は、高い水準で推移しています。

更には円安も大きく影響し、ガソリンや食品の価格は大きく上昇しており、生活に困窮する方にとっては、大変厳しい状況となっております。

これまで、生活困窮者への支援として、「自立支援制度」に基づく事業実施のほか、コロナ禍における緊急対策として、「生活福祉資金の特例貸付」による制度拡充や、「生活困窮者自立支援金」の創設などの各施

策を講じてきています。

先日、政府においては、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を決定し、低所得の子育て世帯に対する「児童1人あたり5万円」の新たな特例給付や、住民税非課税世帯等に対する10万円臨時特例給付をプッシュ型へと運用改善を図るほか、「特例貸付」や「自立支援金」の申請期限を延長したところであり、真に生活に困っている方を支える施策にしっかりと取り組んでいると認識しています。

一方、コロナ禍において、生活に困窮する方の抱える課題やニーズは、複雑化・多様化しており、これま

での相談者層とは違う方がいたり、支援を必要としながら公的な支援につながっていないケースもあると聞いています。

こうしたことから、今後、必要かつ重要となってくるのは、生活困窮者を社会全体で支える枠組みを作り、自立に向けた支援を継続的に実施し続けることであり、これはコロナ禍から得た未来に繋がるものだと思います。

長期化するコロナや物価高騰の影響を見据え、誰一人取り残すことなく、生活に困窮する方を支えるために、県としてどのように取り組んでいくのか、ご所見をお伺いいたします。

A②

「生活に困窮する方々を支える取組み」についてのご質問でございますが、生活に困窮する方々への支援については、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され生活保護に至る前段階で、相談支援を行い、自立促進を支援する事業を実施しております。

県では、この法律を受け、多様な関係機関で構成する「徳島県生活困窮者・自立支援・推進連携協議会」を設置し、庁内関係部局をはじめ、市町村、社会福祉協議会、徳島労働局、民生委員・児童委員協議会など関係機関との連携により、効率的かつ効果的に自立相談支援事業を推進するとともに、自ら相談や支援を求めることが困難な方に対しては、アウトリーチ支援員の配置による能動的な伴走型支援により、取り組んで参りました。

しかしながら、コロナ禍においては、社会経済情勢が大きく変化し、経済的要因に加え、社会的孤立が顕在化しており、相談される方々の多様化や、支援ニーズの変化をしっかりと受け止めることが必要となってきました。そこで、今定例会に提案させていただき、新たな官民連携支援ネットワークとして自立支援・推進連携協議会の構成員に加え、公募により子ども食堂などの地域の居場所づくり・ひとり親家庭や女性支援・ひきこもり支援などに取り組む民間支援団体にご参画いただき、直接支援に携わる担当者をメンバーとするプラットフォームを設置いたします。

プラットフォームにおきましては官民の担当者同士が、顔の見える関係を築き、様々な現場で把握された課題や支援ニーズそれぞれが持つノ

ウハウや支援メニューなどの情報を共有することにより、支援が必要な全ての方々に、必要な支援が行き届くよう関係団体が一体となり、取組みを推進して参ります。加えてプラットフォームでの連携した取組みを生活に困窮する方々への更なる支援に繋げるため、民間団体が新たにチャレンジする活動の拡大・強化や他団体と連携した取組みなどに対して助成を行い、民間支援の輪をより一層拡げて参ります。これらの取組みを強力に進め、支援を必要とする一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな取組みを推進し誰一人取り残すことのない、「地域共生社会」が実現できるよう、しっかりと取り組んで参ります。

Q③選定療養費の負担軽減策について

今、議会に提案されています国の診療報酬改定にともなう議案第15号「徳島県病院事業に関する条例の一部改正」について質問させていただきます。

選定療養費の総額改定ですが、2年前の文教厚生員会においても私の方から意見させて頂きました。本来の目的はかかりつけ医と中核病院との「すみわけ」が目的であり、これについては、地域医療の安定と救急を抱える中核病院の医師の負担軽減という意味で、必要なものと考えています。

しかし、県西部圏域では夜間の小

児救急における「かかりつけ医」の選択肢がなく、県立三好病院がその役割を担っている現状があります。

特に私が危惧しているのは、貧困世帯などへの影響です。7,700円という金額はひとり親の母子家庭の平均月収が16万円といわれていることから考えても、おおよそ1日の所得と同じ額が選定療養費でかかってしまうということです。

夜間、急に具合が悪くなった子どもを連れた親が病院に来た時に、この費用が受診控えになるかもしれないのです。子供たちの環境で医療と教育だけは絶対に格差があつて

はならない。ましてや県民医療の最後の砦と自負する県立病院なら、なおさらです。

とはいえ、そもそもこの制度は国の制度であり、県では対応が難しいことは重々承知しているところですが、あまりにも医療体制の脆弱な地域を無視した粗暴な制度内容に国に対して憤りを感じています。

知事、私の地元、県立三好病院における「選定療養費」の増額改定に伴う負担軽減策について子育て中の低所得世帯等への何か対応策はないのかお伺いします。

A③

県立三好病院における『選定療養費』の増額改定に伴う負担軽減策についてのご質問でございますが、選定療養・特別初診料につきましては、地域の中核病院とかかりつけ医との役割分担を明確化するとともに、相互の連携強化を推進することにより、地域の医療提供体制を安定的に確保するため、紹介状を持たない方が、中核病院で受診された場合に特別料金をご負担いただく制度となっております。

令和2年度からは、一般病床200床以上の地域医療支援病院について、選定療養費の徴収が義務づけられており、この度、対象病院である県立中央病院及び三好病院につきまして料金額の下限を引き上げる国の制度改正に伴い、所要の条例改正案を提出致しております。

なお、令和2年10月の改正で三好

病院の料金額を引き上げましたところ、令和3年度には、地域連携の指標となる紹介率が義務化前である令和元年度の49.9%から63.9%へと飛躍的に向上し、地域の医療機関との機能分化や連携強化に大きな効果が表れております。

その一方で、西部医療圏におきましては、夜間の小児に対する初期・救急体制が整っておらず、三好病院とつぎ町立・半田病院との輪番制となっているため、住民の皆様にとって、病院選択の余地がありません。こうした状況の下、選定療養費の引上げについては実施した場合、所得が低い子育て世帯の方にとって安心して必要な医療を受ける機会を奪うことにつながりかねない、また、実施しなかった場合、医療提供体制の維持・確保や医師の働き方改革に大きな影響を及ぼすとの二

律背反するご意見があります。そこで、国が推進する施策の方向性を堅持しつつ、西部医療圏の特殊性に鑑み、選択肢の無い子育て世帯における経済的負担を軽減するため、本県独自のモデルケースとして、当面の間、三好病院の夜間小児救急を受診する住民税・非課税世帯を対象に、実質的な負担増加に繋がらない新たな助成制度を創設する方向で、早急に関係機関との調整を進めて参ります。

さらに、国に対しても、地域の実情に応じてより「柔軟な料金設定」が可能となるよう、積極的に政策提言を行うことと致します。今後も、県立病院が、地域の中核病院として、その役割・機能を存分に発揮し、県民の皆様にも良質な医療サービスを安定的に提供することができるよう、しっかりと取り組んで参ります。

コメント

日本は、世界でも類をみないほど多くの子供と若者が自殺で亡くなる国です。その上、虐待やいじめなどにより命は危険にさらされ、自尊心を潰されています。

また、子供の7人に1人が貧困状況にあり、それにより夢を叶える機会を失い、それがさらに連鎖し続け、このどうしようもない社会構造から抜け出せない子供たちが多くいるのが現状です。

そんな現状において子供を産み育てようと思いませんか。「何かあった時の責任が取れない」や「子供の声がうるさい」と、子供たちから居場所を奪っていく国や地域で子供を産み育てようと思いませんか。

高井市長と取り組んでいる「子供の居場所づくり」、子供を地域で見守り育てるには、当たり前のことですが、子育て支援の体制に向けて地域全体でみんなが理解し、協力し、取り組んでいく必要があります。

何より本気で少子化対策をしたいなら「ニンジン」をぶら下げる話ではなく、まずは親も子供も「生まれてきてくれてありがとう」「生まれて良かった」という原点に立ち返って政策を議論していきたいのです。

子供と親の支援は「誰かがやってくれる」ではなく、すべての人が「自分にできること」という当事者意識を持って取り組んでいきましょう。お願いします。

次に、診療報酬の改定に伴う初診料の負担について「これは国の制度だから仕方ない」と半ばあきらめていましたが、先ほど知事の答弁を聞いて驚きました。

モデルケースではありますが、地方は地方でしっかりと県民に寄り添う姿勢を見せて頂いたことはご答弁頂いた内容以上に、子育て世代にとって大きな安心感に繋がるものと思います。ありがとうございます。

しかしながら知事には今後も全国知事会などを通じて国に訴えてほしいと思いますし、私たち議員も、議会を通じてしっかりと国へ地域の現状を訴えていきたいと思っています。

Q④世界農業遺産の活用



コロナ禍により大きな影響を受けた分野の一つに「観光」があります。2019年に宿泊数で約13万人だった県内の外国人観光客はほとんど来なくなってしまいました。

元々、インバウンドにも力を入れていた私の地元「にし阿波」地域は、「世界農業遺産」をはじめ、観光庁認定の「観光圏」、農林水産省認定の「食と農の景勝地（最近はやパーセパジャパン）」と、「トリプル認定」を受けた「日本で唯一の地域」です。

コロナ禍で観光客が減っている中であっても、地元の人たちは希望をもって、まちおこしや地域を未来へ繋いで行く活動を続けてきました。

そんな中のひとつに世界農業遺産認定地の急傾斜地の畑でつくる

シコクピエなどをはじめとした雑穀があります。この雑穀は、食物繊維・ミネラル・ビタミンなどの栄養価も高く、いわゆるスーパーフードとしても需要が高まっています。

私の地元では、同世代の父親たちが中心となり作った祖谷雑穀組合の方々が、先人から受け継がれてきた土地や伝統文化を次に繋げるべく急傾斜地の畑で雑穀やそばの栽培に取り組んでいます。

これまでの取り組みでは、シコクピエを使った新商品の開発や地域の食堂でジビエと合わせたメニューの提供したり、地元小学校と農業体験をおこなうなど機運を高めてきているところです。しかしながら、後継者の問題や、急傾斜地における農業

の厳しさなどの課題も見えてきているところでもあります。

今後、長かったコロナ禍が終わり、また世界中から多くの観光客がにし阿波に来てくれて、にし阿波の多くの魅力を届けていけると感じています。

コロナ禍で高まった地方回帰の機運を掴み、にし阿波を身近に感じてもらう為にSNSでの情報発信をしっかりと行い、あらたなニーズの掘り起こしにも努めていく必要があると考えます。

そこで今後、にし阿波の宝でもあります「世界農業遺産」を活用し、「にし阿波地域」の活性化にどのように取り組んでいくのかご所見をお伺いします。

A④

「『世界農業遺産』を活用した『にし阿波地域』の活性化」についてのご質問でございますが、にし阿波地域は、「桃源郷のような別世界」と称された日本の原風景が、今なお残る地域であり、「観光圏」、「SAVOR JAPAN」、「世界農業遺産」の「トリプル認定」を受けた日本で唯一の地域であります。特に世界農業遺産の認定を受けたにし阿波の傾斜地農耕システムは、農業そのものが困難な地域において、雑穀を基幹作物として、人々の暮らしを支えてきた世界に類をみない農法であり、この農法により生み出される美しい景観や食文化・農文化は、人々を惹きつけ、観光誘客や交流人口の拡大にも寄与することが強く期待されております。

一方、新型コロナウイルス感染症の長期化は、にし阿波地域において

も、観光をはじめ、様々な分野で大きな影響を与えているところです。こうした状況の中、国においては、外国人観光客の受け入れの再開をはじめ、アフターコロナを見据えた社会経済活動の回復に向けた動きを本格化しつつあります。そこで、こうした動きを、にし阿波地域への新たな人の流れを呼び込む絶好の機会と捉え、観光コンテンツのより一層の充実を図って参ります。具体的には、世界農業遺産を見て体感できる場所として、新たに選定するにし阿波GIAHS（ジアス）ポイント（仮称）・農林漁家民宿での「郷土料理の提供」、傾斜地での「農作業体験」などを、「にし阿波ならではの歴史風土」として「着地型旅行商品」や「滞在プログラム」に織り込んで参ります。また、多くの観光地の中から、にし阿波地域を選んでい

ただくためには、議員お話のとおり、国内外に向けた「情報発信の強化」が極めて重要であると認識しており、にし阿波が誇る観光コンテンツに加え、「外国人地域おこし協力隊員」による国際的な目線で見たいにし阿波の魅力をタイムリーにSNSで発信するなど、この地域が、人々を一層惹きつけられるよう、地域を挙げた取り組みを展開いたします。

今後とも、地域の皆様方と関係機関が一体となって、世界農業遺産をはじめとする地域の貴重な資源を最大限活用し、国内外からの観光誘客はもとより、移住やワーケーションの推進による交流人口の拡大を図り、にし阿波地域の更なる活性化を実現すべく、しっかりと取り組んで参ります。

Q⑤県総合防災訓練の取り組み

今年度、県西部で行われる「県総合防災訓練」について、お伺いします。
*令和4年10月1日実施

近年、全国において発生している豪雨災害のみならず、本県では40年以内に90%の確率で起こるとされる南海トラフ巨大地震や、内陸部での甚大な被害が予想される中央構造線・活断層地震の発生が懸念される場所であり、大規模災害への備えは喫緊の重要課題です。

こうした大規模災害がひとたび発生すると、津波や揺れにより県下全域で大きな被害の発生が想定されておりますが、私の地元である三好市においても、山間部が被災した場合に、「避難路が塞がれ避難施設にたどりつけないのではないか」、「集落自体が孤立してしまうのではないか」、「必要な物資が届かないのではないか」などを心配する声が多く

聞かれております。

こうした事態に備えるには、災害発生時の迅速な初動・応急・復旧対策を実施するため、市町村や自衛隊・警察・消防、さらに民間事業者などとの連携を図ることはもちろんですが、それに加え、自主防災組織や消防団など「地域の実情をよく知っている方々」と顔の見える関係を構築し、訓練を繰り返すことにより、県民の不安を払拭することも極めて重要だと考えます。

さらに、大規模災害となれば、避難所での生活が長期間となることも想定されますし、避難所で避難生活を送っている方々だけでなく、家屋に被害がありながら在宅避難を余儀なくされる方も数多く発生することも考えられます。

このような被災者に対しては、「これから先どうやって暮らしていくの

か」、「住まいはどうなるのか」との相談に応じるため、被災者一人一人の実情に寄り添った支援を行うための窓口の設置訓練のようなものも必要ではないでしょうか。

当然、こういった支援を行うには、かなりの人員が必要になりますが、その際にはDXなどの活用も考えてみてはどうでしょうか。折しも、本議会には「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の改正が提案され、「震災対策は『誰一人取り残さないよう』実施されなければならない」と盛り込むこととされております。

そこで伺います。南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震を見据え、誰一人取り残さない震災対策に向けて、今年度の「県総合防災訓練」にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

A⑤

「今年度の県総合防災訓練にどのように取り組むのか」とのご質問でございますが、近年の頻発化・激甚化する豪雨災害や切迫する南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生時において、県民の生命・身体・財産を守り抜くためには、関係機関との連携強化や被災者のニーズに沿ったきめ細やかな支援が極めて重要であると認識しております。

そこで今年度の県総合防災訓練は、来る9月1日、誰一人取り残さない支援体制の構築をテーマに、中央構造線・活断層地震の発生を想定し、広域防災拠点である西部健康防災公園を主会場に過去最大級の150を超える関係団体が参加する実動訓練として実施致します。

具体的には、まず広域物資・輸送訓練として、徳島阿波おどり空港に到着した支援物資を山間部の孤立集落に迅速に届けるため、JAL、イ

オン、県トラック協会との連携による、西部健康防災公園までのトラック輸送、陸上自衛隊による、山間部の場外・離着陸場までのヘリコプター輸送、ラストワンマイルの課題を克服する孤立集落までのドローンによる輸送、地元精通し、地域の共助を担う自主防災組織や消防団による物資の受け取りや被災世帯への配付の一連の流れを、実施・検証することとしております。また、未来志向避難所運営訓練として被災者の早期の生活再建を支援するため、専門的な知識とノウハウを持つ社会福祉協議会や弁護士などの士業と連携し、被災者から個々の被災状況やニーズを聞き取り、適切な支援制度や個別の支援プランを提示する災害ケースマネジメントを取り入れたはじめての訓練を実施致します。

さらにDXの活用として、全国に先駆け地方公共団体情報システム

機構との共同により、避難所運営における事務の効率化や被災者の迅速な支援制度の手続きを可能とする、クラウド型被災者支援システムを試行的に運用し、マイナンバーカードを利用した避難所の入退所管理、罹災証明のオンライン申請やコンビニ交付のデモンストレーションなどの効果検証を行って参ります。

今後とも市町村や防災関係機関、民間事業者はもとより、地域防災の担い手である、自主防災組織や消防団等とのネットワークの更なる強化を図るとともに、被災者お一人おひとりに寄り添う、誰一人取り残さない震災対策を講じることにより、助かる命を助け、助かった命をつなぐ、「死者ゼロの実現」に全力を傾注して参ります。

コメント

徳島県は主に人口が密集している東部、そして海の資源に恵まれた南部、そして山と川の豊かな西部の3つに部類されています。

私の住む西部地域、通称、にし阿波の人口は約72,000人、徳島県の人口全体の約10%ですが、面積にすると徳島県の3分の1を占める地域です。

その中山間地域を中心とした広い地域の中には、様々な伝統文化、風景と営みがあり、そんな中で先ほどお話したように地域を次の世代へ残すべく、一生懸命頑張っている人たちがいます。そして最近新しい価

値観を取り込んで頑張る若い人たちも出てきています。どうか県も一緒になって現場目線でにし阿波を盛り上げて下さい。

また、にし阿波の山間地域では台風などの大雨の度に避難をしている人たちがまだまだ多く、地すべりなどの危険箇所をいくつも抱えています。これまで南海トラフ巨大地震では海側の想定は多くされていますが、こういった中山間地域では、まだ進んでいないのが現状です。

そんな中、三好市西祖谷山村有瀬集落では国の山地砂防と一緒に

なって「地区防災計画」が作られました。これは住民目線で地域の事情にあった避難計画などが示されたもので、自分たちの住んでいる地域をあらためて確認できるものとなっています。

こういった計画づくりをすることで「自助」の精神が根付き「共助」「公助」がうまく回っていくものと思います。明日起こってもおかしくない巨大地震です。県民の皆様には今一度、住んでいる地域を見渡し、自分の命を守ることから考えて見てください。

Q⑥地域の脱炭素化の促進

2025年・カーボンニュートラルに向けては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの最大限導入をはじめとする地域の脱炭素化を積極的に進める必要があります。

我が国では、地域の脱炭素化を促進するため、「地球温暖化対策推進法」が昨年5月に改正され、環境保全に配慮しつつ、地域の課題解決に貢献し、地域の利益となる再エネ事業の立地を進めるため、市町村が再生可能エネルギーの促進区域を設定することができることになりました。

今後、地域主導で脱炭素化を加速

していくためには、地域の意向に沿った再エネ事業の立地を進める必要があります。この「促進区域」の設定が有効なツールとなると考えています。

こうした中、私の地元「三好市」は、昨年12月に2050年までに市内で排出される二酸化炭素(CO₂)の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、高井市長を先頭に脱炭素の活動に取り組んでいます。

本県は、過疎化が進み、集落としての機能の維持が困難となっている地区も少なくない中、三好市では

廃校を活用したワーケーション施設として整備された「ウマバ・スクールコテージ」を拠点として、地域の再生・活性化を目指すとともに、地域マイクログリッド構築も見据えた「環境配慮型のワーケーションモデル」創出の取組みが始まりました。

三好市で芽生え始めたこのような事例を活用して、「地域の脱炭素化」の促進につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、地域の脱炭素化を加速するため、県が策定する「環境配慮基準」に基づく「促進区域」の設定について、今後、市町村をどのように支援していくのか、お伺いします。

A⑥

県が策定する環境配慮基準に基づく促進区域の設定について、今後市町村をどのように支援していくのかとのお質問でございますが、昨年、英国のグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約・第26回締約国会議(COP26)では、産業革命前との比較で気温上昇を1.5度に抑える努力の追求を明記するグラスゴー気候協定が採択されました。また本年4月に、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表した第3作業部会・第6次評価報告書によると気温上昇を1.5度に抑えるためには、温室効果ガス排出量を2025年までに減少に転じさせる必要があります。脱炭素化に有効な自然エネルギーの最大限導入は待ったなしの状況であります。本県は昨年12月に、2050年カーボンニュートラル実現に極めて重要な2030年度までの具体的な取組とその工程

を定めた県版脱炭素ロードマップを、全国に先駆けて策定いたしました。このロードマップの重点施策に盛り込まれた自然エネルギー最大限導入を推進するに当たり、市町村が再エネ事業の誘致を進める上で必要となる促進区域設定の羅針盤として、県環境配慮基準の本年7月策定を目指し取り組んでいるところであります。

議員お話しのとおり、地域の脱炭素化を加速するためには、三好市におけるモデル事業をはじめ、県内で再エネ導入に取り組んでいるエリアから、地域の活性化や雇用の創出につながる促進区域の設定を着実に進めていくことが重要であると認識しております。

そこで、市町村の促進区域設定を支援するため、促進区域となり得るエリア、考慮すべきエリア及び除外エリアを地図上に表示する促進区

域環境配慮基準データマップを9月末までに作成いたします。また地域の脱炭素化に取り組む市町村に自然エネルギー事業に豊富な経験や専門知識を有する県脱炭素社会推進専門員を派遣し、地域の再エネポテンシャルや再エネ事業がもたらす地域へのメリット等について、技術的助言を行って参ります。さらに、促進区域設定には関係者の合意形成が不可欠であることから、地元住民、有識者、行政機関等の関係者で構成する協議会に県も積極的に参加し、円滑に合意がなされるよう市町村を支援して参ります。

今後とも経済と環境の好循環につながる自然エネルギー最大限導入に向け市町村の促進区域設定を支援し、県版・脱炭素ロードマップの2030年度目標達成にしっかりと取り組んで参ります。

Q⑦総合寄宿舍・三好寮の増設

本年創立100周年を迎える県立池田高校は、四国の中央に位置するとともに、増富県議たち野球部の活躍などから三好市のシンボリックな存在となっており、まさに地域の活性化の核であると考えています。

私がかねてより、総合寄宿舍・三好寮の受入体制の充実や、安全・安心な生徒の生活環境の整備について増富県議にもご協力頂き、さまざまな提案をしてきました。

本年1月に池田高校のPTA会長や林校長先生が、三好寮の増設について知事へ要望書を提出した際には私も同席し、知事からは「予算の確保も含めしっかりと取り組みたい」と心強

いお言葉を頂いたところでした。その後、2月補正での調査費の提案に続き、この6月補正においても寄宿舍増設の設計予算が提出されております。

また、今回、高井市長には大きなご理解とご協力を頂き、市長自ら住民説明会の場で積極的にご説明を頂き、先の三好市議会開会日には高井市長から三好寮の建設地として、旧サンライズビル跡地を選定したことが報告されました。

これらは県と市が寄宿舍を必要としている子供たちの目線に立ち、あらたな県市協調で進むことができたからこそ、実現に近づいたものと思います。

また地域住民は、安全で安心な施設であることはもとより、どのような魅力的な施設になるのかと期待しており、私としても、池田町の中心に若者が集う施設が作られることは、将来の地域のにぎわいづくりに大きく資すると考えています。

そこで、三好寮の増設にあたって、どのように整備しようとしているのか、また増設を契機に地元三好市のにぎわいづくりにつなげていくべきと考えるが、ご所見をお伺いします。



三好寮の増設にあたって、その整備内容と増設を契機に三好市のにぎわいづくりにつなげていくべきでないかとのご質問でございますが、議員お話しのとおり三好市池田町は四国の中心に位置し、四国内はもとより中国地方との交通の結節点でもあることから、今後、更なる発展の可能性を有している地域であると認識しております。

コロナ禍において、地方移住へのニーズが高まる中、地方の高校への進学者も増えており、少子化が進む本県では、全国から多様な生徒を募集し、新たな若者の流れを生み出すことが重要であります。本年度創立100周年を迎える池田高校では、運動部活動の活躍や、地域の課題解決に取り組む探究科の活動により、近年、県外から多くの生徒が集い、若者を起点とした新たな人流が創出されつつあります。こうした中、生徒を受け入れる総合寄宿舎・三好

寮は、県外生徒の増加により、満室状態が続いていたことから、新たな寮の増設を決定し、この度の6月議会において、設計予算を提案したところです。

増設する三好寮は、二人部屋から「個室仕様」へ、通信環境も「Wi-Fi」を整備するなど、安全・安心で快適な生活環境を提供するとともに、食事面を含め、親元を離れ生活する生徒の健全な育成を、全面的にサポートして参ります。更には、三好市から、寮の建築用地として、池田高校と阿波池田駅の動線上にあり、利便性の高い、市有地旧サンライズビル跡地をご提供いただけることや、図書館や公民館の機能を持つ地域の皆様にご利用いただく施設と寮を合築していただきたい旨のご提案をいただきました。今後、県市協調のもと、一階に三好市の交流施設を上階には寮を配置するなど地域住民と生徒が交流しやすい環境

を創出し、全国的にも類を見ない地域との交流拠点となる「新しい寮」を整備して参ります。

また、県内をはじめ全国から、若者が集い共に学び、暮らすこととなる寮の整備は、地元三好市における新たなにぎわいの創出につながるとともに、例えば、現在池田高校で行っている大学との連携講座を生徒と地域の皆様共通の池高・開放講座として、合築する三好市の交流施設で開催するなど、寮そのものを、地域活性化の処方箋とする新たな発想のもと、三好寮の増設を進めて参ります。

県教育委員会と致しましては、引き続き池田高校の魅力化と特色化を進めるとともに、三好市はじめ、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、三好寮の増設に取り組み、高校と寮を核とした地域のにぎわいづくりと活性化にしっかりとつなげて参ります。



コメント

今の2つの質問は三好市と県の連携がなければ前に進まないものです。

昨年7月に高井市長が誕生し、これまで抱えていた多くの課題が大きく前進を始めた。そんな中で、今、県と市が連携することでスムーズな課題解決に繋がっていると肌で感じています。

今回、知事と市長の連携により一気に前に進み始めた寄宿舎ですが、寄宿舎と市施設の併用については全国的に見ても稀にみる県と市の枠組みを超えたものであり、全国から視察に来て頂けるような革新的な取り組みになることを期待すると共に、高井市長の目指すまちの活性化に必ずつながるものと確信しております。また、高校の魅力化や人材育成とその確保にも将来的に大きく寄与するものと思えますし、何より地域に子供たちの居場所が出来ることは大きな意味を持つと思えます。

子供たちの存在は地域への経済効果なんかでは測れません。

そこに子供たちが存在しているだけでちゃんと意味を持っているし、希望があるんです。

まだゴールは先ですが子供たちを想い、これまで尽力してくれた池高PTAの皆様、林前校長先生をはじめ学校関係者の皆様、そして増富県議には心より感謝いたします。

また脱炭素に向けた市町村支援についても三好市だけでなく、今後、県全体で取り組んでいくものです。

原県議も地元鳴門市と協力して「促進区域」に名乗りをあげているそうですので、県が先導し各市町村の脱炭素社会の実現に向けて取り組んで頂くと共に、観光地などにおけるEV充電設備にもご支援を頂きたいと思えますし、民間における脱炭素の取り組みに対してもさらなるご支援をお願い致します。

三好市では、今の取組以外にも合併浄化槽の普及、防災減災対策事業や林

業、移住促進事業など様々、県と連携し前に進んでいるものがあります。

浄化槽におけるPFIの取組などは全国に先駆けたものとなっており、民間業者も頑張っています。県には市町村と一緒にこれからもたくさんのチャレンジをしてほしいと思えます。

最後に

最後になりますが、県議会議員という仕事は実にやりがいのある仕事だと感じています。

様々な計画を策定したり、今日の話の中にもありましたが市町村との連携であつたりと少し残念なのは県民の皆様へ伝わりづらい地味な仕事が多い事ですよね。

しかし、地方が国をリードする時代であつて森も木も両方見える県の仕事は国と市町村との間で大きな役割を担っています。

私が大学を卒業した20年前、大卒の初任給は約20万円でした。令和3年度の大卒の初任給は約21万円です。ほぼ横ばい。それに比べてお隣韓国は30万円、アメリカは48万円。

一番高いスイスに至っては日本の3倍以上の73万という現状です。また実質賃金の推移でみると日本は一人負けという状態です。

いま、この安い日本の賃金を狙って中国や台湾などの外国資本の日本進出が相次いでいます。一昔前との逆転現象が起こっています。

一見、良い事のように感じますが、手放して喜んではいられません、一昔前の状況と大きく違うのは日本には人がいなくなるという点です。

どんなことが考えられるか？日本に進出した外国資本は使う日本人がいなくなれば、自国から労働力を連れて来でしょう。

それに伴い地域の経済は外国人を中

心に回っていくこととなります。

そうならば土地の買収や技術力のある中小企業の買収などが考えられます。

実際、北海道ではすでに三千ヘクタールもの土地が外国資本に買収されニセコ町や倶知安町ではリゾート地の90%がチャイナマネーによって買われているということを友人である倶知安町議が教えてくれました。

また銀行法の改正により日本国内で外国資本が銀行業務を行えることにより、銀行の買収も危惧されています。

そうならば簡単に日本の財産が海外へ流れてしまう恐れがあるのです。これらのことはどこからはじまるか？それは「地方」です。

地方の安くなった土地や、弱くなった中小企業や地方銀行が狙われています。ウクライナのような目に見える侵略ではなく、サイレントインベジョン、見えない侵略がもう始まっているのです。私たち地方の政治家は危機感を持ち、スピード感を持った様々な対応を迫られています。

くだらない足の引っ張り合いやパフォーマンスをやっている場合ではないのです。

80年前、我々の先人は日本の未来を想い、命がけで戦ってくれました。いま、私たちも子供たちの未来のためにもっと頑張らないといけません。

私の仕事は4年で一旦終わります。来年この場所にいる保障はありません。重ねてになりますが、知事をはじめ、理事者の皆様は、なによりも徳島の子供たちに寄り添った県政運営を行って下さい。

すべての大人が子供たちに「生まれてきてくれてありがとう」と心から言える徳島県の実現を目指してこれからも共に頑張ってください。

令和4年度の活動報告①

□意見書

6月議会で私の方から問題提起させて頂きました。国の選定療養費改定による県立病院における選定療養費(初診料)増額により医療を適切に受ける機会がなくなるのではないかという問題、その後、本県では県独自の対応策として非課税世帯などへの補助を行う制度を創設しました。しかしながら、そもそも国が地域性や地域医療体制を無視した全国一律の一方的な制度を作った事が問題であり、日本中どこに住んでいてもすべての国民が適切な医療を受けられるようにすることは当然、国の責任です。

子育て世帯だけでなく、年金生活を送る高齢者の方々、病気や怪我で働けない人など、どんな理由があれすべての人が公平に医療を受けられる様にする為にも本日、徳島県議会全会一致でご賛同頂き国に対し選定療養制度の弾力的運用を求める意見書を提出させて頂きました。

国会議員の皆様、県民の皆様にもご理解頂き後押し頂ければと思います。

□政策条例検討会議

本年度、座長として「徳島県ワンヘルス推進条例」を議員提案としてとりまとめ、二月議会に提出予定

※ワンヘルスとは？

コロナウイルス感染症の様な動物由来感染症から人の健康を守るには、動物の環境と健康を守ることが必要であり、医師と獣医師などの連携した取り組みが必要とする考え

□委員会視察

次世代育成・少子高齢化対策特別委員会の県外視察。元祖子供食堂の大田区にある「だんだん」へ。

元祖子供食堂は思ったよりも小さくて決して目立つ場所にある訳でもない、それでも平均50人の子供と大人が参加する場所。山陰出身で代表の近藤さんは良い意味で田舎のお母さん、印象的な言葉に「究極は子供食堂がなくてもいい世の中になることですね」と話して下さいました。

今、新しいこども基本法の下、競い合うように全国に子供食堂が作られている。大切なのは数ではなく、これまで見つけられなかった親と子供に寄り添って支援に繋げているか。

またその経験とノウハウを人づくりや制度づくりに繋げていけるか。

やってる感や補助金があるからや国が進めてるからというあるあるの失敗だけは許されない。



□県議会と大学の連携事業

今日は県議会と四国大学との包括連携協定事業の一環で、大学1年生約100人に向けて講義をさせて頂く機会を頂きました。

ある日突然、成人と言われた皆さんへというテーマで自分の役割と立ち位置を変えて物事を見る、そして自分を大切にすることなどを話させて頂きました。途中、語り過ぎで熱くなって脱線しそうになりましたが、学生さんたちの貴重な時間を貰ったので、少しでも気が付きがあれば嬉しいかぎりです。



□徳島自動車道4車線化の要望活動

【徳島自動車道の4車線化に関する政策提言】に徳島県議会自動車道整備促進議員連盟として、国交省四国地方整備局、NEXCO西日本四国支社へ、市町村長の皆様と行ってきました。

脇町-美馬間の4車線化工事が着工されましたが、藍住-川之江JC55キロの内、これが完成しても半分は未着工となっています。

南海トラフ地震や豪雨災害の命の道としての役割、地域経済を支える大動脈としても絶対に4車線化は必要だと考えます。

□会派視察

県議会自民党のメンバーで総務省を訪問し中西祐介総務副大臣(当時)に総務省関連の要望をさせて頂きました。

また元国家安全保障局長であり元徳島県警本部長も歴任されました北村滋氏による「経済安全保障」について講義を頂きました。経済安全保障は国の課題だけではなく、地方や生活に密着した課題であり、この身近な危機を地域でどう対応していくか?地域がこれから生き残るヒントを得た気がします。

また安倍内閣のキーマンとしての裏話も話して頂き、テレビでは聞けないウクライナの話などを聞かせて頂きました。その後、小泉進次郎前環境大臣から「もったいない」をテーマにした環境対策についてご講義頂きました。

賛否のあったレジ袋の有料化の話や、地方に求められている施策の話など、ゼロカーボンに向けた取組がトレンドの中で何が地域で出来るのか?考えることが出来ました。



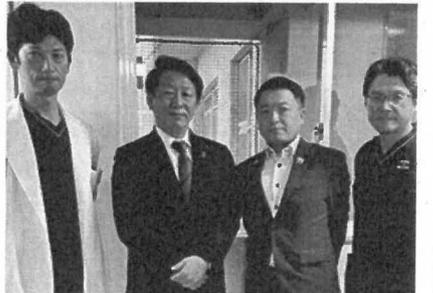
□側弯症の早期発見に向けた取り組み

10代の女の子に起こりやすいとされる背骨の病気です。法律では側弯症検査が義務付けられていますが、そもそも側弯症への理解が乏しく。

入口が家庭での目視確認という、ほぼ見つけることが不可能な検査方法となっており、3%という高い確率の病気にも関わらず全国のほとんどの都道府県で検出率が1%以下という状況が続いています。

早期発見の場合はコルセット治療などで対応出来ますが、側弯症が進むと背中を切開して背骨にボルトを差し固定していくという大きな手術が必要になります。

また同僚の北島県議と一緒に県議会に出来る事として、2月議会に意見書を提案予定しています。



□下瀬2号トンネル開通式

三好市東祖谷、下瀬2号トンネル開通式。県土整備委員会所属で同期の立川委員長と福山委員(現委員長)も出席してくれました。

知事をはじめ、ご尽力下さった多くの関係者の皆様に心より感謝致しますと同時に、多くの地元の方々の想いが形になり嬉しく思います。そして故西谷清市議にも「また祖谷の道が良くなったよ」と伝えたいです。

祝 一般国道439号 落合工区 開通



令和4年度の活動報告②

□県民局と急傾斜地農業に 取り組む方との意見交換

世界農業遺産に阿波の急傾斜農業について、祖谷雑穀組合やつるぎ町の方、徳島大学の学生と県民局との意見交換会をセッティングさせて頂きました。

後継者の課題や情報発信について、また今夏予定されている「雑穀サミット」についてなどざっくばらんに意見交換が出来ました。

食の安全、伝統の継承、価値観の変化などに対応しながら地域の人たちと次代へ繋いでいきたいと思っております。



□県との政策提言の取り組み

自民党徳島県連と県との国への政策提言の為の意見交換会がありました。

全国に3ヶ所しかないローカル5G環境や全国トップクラスのサテライトオフィスの数など徳島県のデジタル環境の強みを今後どの様な形にしていけるのか。またサステナブル先進地としてこれから徳島がどんな時代を切り拓いていけるか。

その為に徳島から国へ、しっかり現場の声を届ける為に、意外と知られていない活動ですが、この積み重ねで国と県、県議会が連携出来ています。

ちなみに私からは、子ども家庭庁の創設はいいのだが、実施主体である地方自治体への情報が無すぎることや、現場の人たちが子供たちの為にスムーズに動ける様な制度設計にするよう、意見させて頂きました。



□全国過疎問題シンポジウム

熊本にて全国過疎問題シンポジウムに参加してきました。徳島の2つの団体さんが過疎地域での取り組みを評価され表彰を受けました。



□県防災訓練

防災の日、6月質問でも話題にしていた徳島県防災訓練が三好市で行われました。

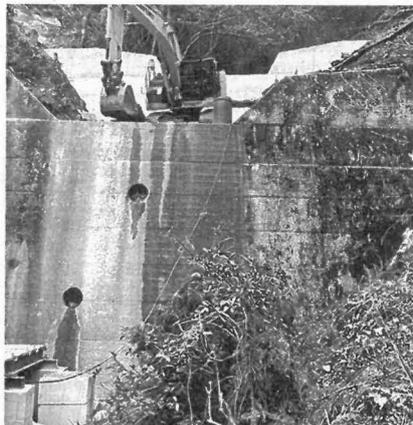
南海トラフ地震では大規模な被害が想定されています。おそらく72時間以内での被害の実態把握は難しいと思われる。

また支援についても医療や物資の確保についても同様のことが言えます。

その為、必要なのはコンパクトな地域での共助と自助。西祖谷山村有瀬地域は地域防災意識を養い、地域の中でコンパクトなハザードマップを作成し、自分たちの地域を知ること努めています。

また地元消防団や社協〔デイサービスなど〕と、建設業者と協力し、地域を把握し、素早い把握と支援に努めていく必要があると議会では提案しました。

今回は初の窓口支援訓練なども行い、よりスピード感を持てるものとなりました。自助が根付いてこそ共助や公助が生きてくると私は思っています。大規模な災害ではすべての人が被災者となります。そしてすべての人が役割を持つと思っております。そんなことを考える日になりました。



令和4年度文教厚生員会

□保健福祉部

●厚労省のデータ改ざんについて

→県内への影響について、また国が接種率と交付税を紐づけしていることに対し抗議すべき

●ワクチンなど正しい情報発信について

→メリットだけでなく、リスクもしっかりと発信すべき

●徳島県発達障がい者支援プランにおける学校現場、関係機関や部署との連携について

→プランだけをしっかりと作っても、文字に書けない現場目線や当事者意識をしっかりと持つべき

●妊婦さんの歯周病予防について

→歯周病などによる早産リスクは7倍と言われており、妊婦歯科検診の重要性と取り組み状況について確認し、県内市町村の状況と今後の財政支援と周知活動を提案

●子供へのワクチン接種について

→評価が曖昧で10年後の安全性が担保されていないものをなぜ6ヶ月の赤ちゃんに打たせるのか？

→国が言ってる様々な効果についてもまったく見えてこないうえに安全性は謳うがリスクは過小評価している、どうやってまともな判断をしるというのか？

→子供が死んでいる可能性があるのに国はワクチンしか考えられないのであれば、県が子供を守るべきだ。

※私は、打ちたい人の権利まで否定はしない。また、高齢者や基礎疾患のある方への効果はあるのかもしれないがよく分からない。しかしながら、自らの意思決定が出来ない子供へのワクチン接種についてはリスクの方が遥かに高いと思っています。

●三好病院新外来棟について

●西部圏域における母子周産期センターの設置について

●中山間地域の福祉環境について

●小児がんについて

R4活動報告③

□教育委員会

- 性犯罪などを起こした教員について
→令和4年4月から変更された教員の犯罪についての取り扱いについて、厳罰化し子供を守るべき
- 高校の魅力化について
→県外生を増やすにはもっと地域ニーズに沿った学校の取り組みも必要ではないか
- GIGAスクールについて
→現状と課題について
- 三好寮について
→今後のスケジュールと見通しはどうか
- 徳島県発達障がい者支援プランについて
→【早期発見、早期支援】と書かれているが、主に発見となりうる学校現場においていわゆるグレーゾーンの振幅の広い子供たちに対して適切な判断を教員などが出来るのか
また個性として捉えてそこを伸ばしていく雰囲気をもっと作るべき
- 脊柱側弯症について
→10代の女性に多い側弯症の健診が法律明記されていますが、その発見率はとても低く、徳島県は0.8と2~3%が正常値と言われる中でも低い。
これは側弯症の理解が進んでいない点と、健診設備が整っていないという問題点がある。
- 学校でのマスク着用の緩和の徹底
→極端なマスク着用ではなくマスク着用のリスクも踏まえて緩和すべき
- 令和5年度基本方針について
→コロナ後を見据えたオープンな学校づくり【CSや部活の地域移行など】
- タブレット端末の扱いについて
→現在使っているタブレット端末の買い替えの際にどうやって高校のタブレット端末財源を確保するのか？
またその際に県内のタブレット端末を統一すべき
- 高校の魅力化について
地域とも協働して地域の担い手を育成すべき
- 部活動の地域移行について
そもそも部活動ありきではなく、子どもたちの自尊心を養う取り組みが必要
 - 三好寮の今後のスケジュールについて
- アフターコロナにむけて
コロナ禍における学校行事やマスク着用など様々な問題点を総括し、今後につなげるべき

これまでの一般質問

令和元年度

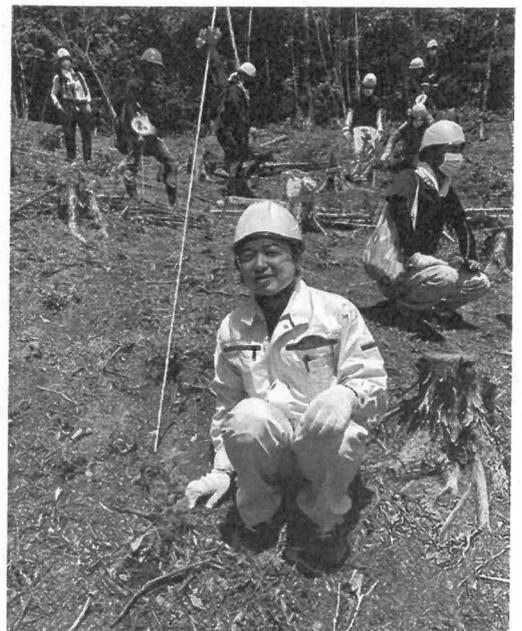
- 子育て・子供・若者への総合支援について
- 家庭教育支援について
- コミュニティスクール。地域協働について
- 県立三好病院について
- ジェネリック医薬品の使用促進について
- 三好地域における観光の充実について
- 空き家対策について

令和二年度

- とくしま回帰の促進について
- リタイアインフラを活用した周知促進について
- 5Gの普及とさらにその次世代を見据えた取り組みについて
- 通学時におけるJRの3密対策について
- コロナ禍における学校の働き方改革について
- 一般国道319号「八千坊工区」の整備について
- 山地災害対策について
- アフターコロナを見据えた観光振興について

令和三年度

- コロナ禍における親と子供の支援について
- RPAの導入について
- ローカル5Gの推進について
- 三好病院におけるコロナ対応と今後の展望について
- 読書バリアフリーの推進について
- 国道439号「落合工区」について
- 野生鳥獣の被害対策とジビエの取り組みについて



これまでの所属委員会での主な発言など

□文教厚生委員会 (保健福祉部関係)

- 障がい者のグループホーム・ショートステイの環境整備について
 - 中山間地域での独居や、急な体調不良などに備えていく必要がある
- 重度障がい者の24時間在宅介護支援について
 - 人材の確保と症状に応じたきめ細やかな備品等への補助をすべき
- 福祉人材の計画的な確保について
 - 人口減少とのバランス、福祉人材の所得向上をすべき
- 大歩危・西祖谷診療所などへき地医療への支援について
 - 施設整備と安定的な医療体制の確保をすべき
- 専攻医募集におけるシーリング制度の県への影響について
 - 地域間での医師偏在を十分注視すべき
- 医師確保計画における医師偏在指数と実態のギャップについて
 - 国の基準では地域医療は回らない、県として実態把握と安定的な医師確保をすべき
- 医療現場でのタスクシフティングや有資格者の活用について
 - 人材不足の中、新しい制度を活用し人材を確保すべき
- 小児救急における#8000や#7119などの周知について
 - 小児救急体制の維持と相談窓口の周知により、県民の不安に寄り添うべき
- 三好病院4階の救急病棟への活用について※コロナ禍前
 - 空いていた4階スペースを有効に活用すべき※現在は救急病床などに使用
- オンラインでの調剤について
 - 簡素化・オンライン化による負担軽減を図る
- 選定療養費の徴収について
 - 医療格差への配慮と周知活動をしっかりおこなうべき
- 旧海部病院の改修について
 - コロナ病床だけでなくアフターコロナに備えた施設にすべき
- 高齢者保健福祉計画について
 - コロナに備えた計画へ見直ししていく必要がある
- コロナ禍における看護師の特定医療行為について
 - 周辺整備も含めて迅速に進めていくべき
- コロナ禍における福祉施設への支援について
 - クラスター対策と体制確保にむけた支援を早急にすべき
- とくしま高齢者いきいきプランの改訂について
 - 地域のニーズをしっかりと踏まえたものにすべき
- 自殺者対策について
 - 自殺予防の相談窓口や早期発見の対策強化をすべき
- 地域包括ケアについて
 - 個人ニーズや地域ニーズにどう対応していくか
 - 民間業者との連携、支援について

□文教厚生委員会 (教育委員会関係)

- 高校の魅力化について
 - 県外からも徳島で学びたいと思っ貰えるような高校の強みを作り伸ばすべき
- 学区制度の緩和について
 - 少子化への対応と、子供たちの可能性を伸ばすために緩和を進めるべき
- イェナプラン教育など新しい教育の導入について
 - 他国で成功事例のあるような教育を

- 県でも実施できるか
- スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの活用について
 - ひきこもり、いじめ、虐待など、心のケアと早期発見への対応を強化すべき
- 新学習指導要領の改訂による学校現場への影響について
 - 学校現場に求められるものが年々変化し増えていく、学校現場は大丈夫なのか
- プログラミング教育などの導入について
 - 専門人材が必要なのではないか
- 子供をターゲットにしたSNSでの犯罪抑止について
 - 県警察と共同で子供の安全確保にしっかりと努めるべき
- 教員の働き方改革について
 - 部活動の地域移行について
 - 超過勤務の原因となっている部活動を改革しなくては働き方改革は難しい
- RPAの導入について
 - RPA以外でもDX化を図っていく必要がある
- 高校の再編統合に伴う遊休施設の利用について
 - 地元や民間への貸し出しや協働について進めていくべき
- GIGAスクールの導入について
 - 学校(教委)が必要を理解できないのであればやる意味がない
- 総体やインターハイの中止による子供たちへの心のケアについて
 - コロナ禍で試合などの機会を失った子供へのケアをしっかりとおこなうべき
- GIGAスクールサポーターについて
 - 専門の学習指導員が必要ではないか
- コロナ禍で中止となった修学旅行について
 - この機会に徳島を知ってもらう為の代替えを県内で行い、支援すべき
- 通学におけるJRの使用状況について
 - 徳島線の減便による通学への影響をしっかりと把握すべき
- 家庭教育について
 - コロナ禍における家庭教育の重要性についてどのように評価するのか
 - 未来創生文化部との連携についてどう取り組んでいるのか
- 学校でのとくしま帰郷・地方創生について
 - 高校を卒業すると多くの子供たちが徳島を離れる、その前に徳島の良さを伝えたり、徳島が進学や就職の選択肢となるよう学校でもしっかりと取り組むべき
- 学校現場で扱われている新聞について
 - 偏向的な内容のもの配布されているが、どのように精査しているのか
- コロナ禍における子供の心や環境について
 - 若者の自殺者の増加などを受けて、子どもたちの状態をどのように把握し、対応しているのか
- インターハイについて
 - 25年ぶりに行われる四国インターハイをどのようなものにしていくのか
- 教育委員会の意識改革について
 - 2年間文教の委員として関わってきたが、教育委員会や学校現場はかなり閉鎖的であると感じる。地域協働や働き方改革が求められる中、もっと開かれたものにしていく必要がある。また頑張っている先生の評価や、また先生のスキル獲得の機会などにより、もっとやりがいのある仕事にしていくべき

□地方創生対策特別委員会

- ウッドショックにおける県内影響と山主を守るしくみについて
 - 川上から川下までしっかりと支援すべき
- 吉野川北岸における公共交通の確保について
 - 観光から通学や通院など吉野川北岸における交通を確保すべき
- 過疎対策事業債について

- 使い道について幅広く対応することで生きたお金の使い方ができる
- 地方創生臨時交付金について
 - 使い方とその効果について、将来にしっかりと活かせる投資になるようにすべき
- 特定地域づくり事業協同組合について
 - 三好市でも取り組んでいる事業、県としてもしっかりと支援すべき
- ターンテーブルについて
 - 県内農産物の販売に力をいれるべき
- ホテルなどへの支援について
 - 避難所対策、インバンド対応など前向き投資として支援すべき

※この他、令和2年度には委員長として全国初となるオンラインでの議会と省庁との勉強会を実施

□企業会計決算認定特別委員会

- 収益減少にどのように取り組むのか
- 藍場浜駐車場について
- 各県立3病院について

□政策条例検討会議

令和3年度には副座長として、コロナ禍におけるフレイル対策として「とくしま健康長寿社会づくり条例」を提案、取りまとめし令和三年二月議会にて可決して頂きました。

□新型コロナウイルス感染症初期対応

- 令和2年1月~11月
- ※今となっては反省点も多くありますが、まだコロナが未知数であった感染拡大初期は幾度となく臨時議会を開くなど、ピリピリしたムードでした。
- 緊急事態宣言による県内学校の一斉休校を提案
 - 受験生への対応について
 - 感染者情報管理の徹底と差別への対応について
 - 保健所及びPCR検査体制の確保について
 - 外国人への対応について
 - 予備費の確保と活用について
 - 通学時における臨時バスを活用した取組について
 - タブレットを使ったオンラインでの学びの確保について

□提案した国への意見書

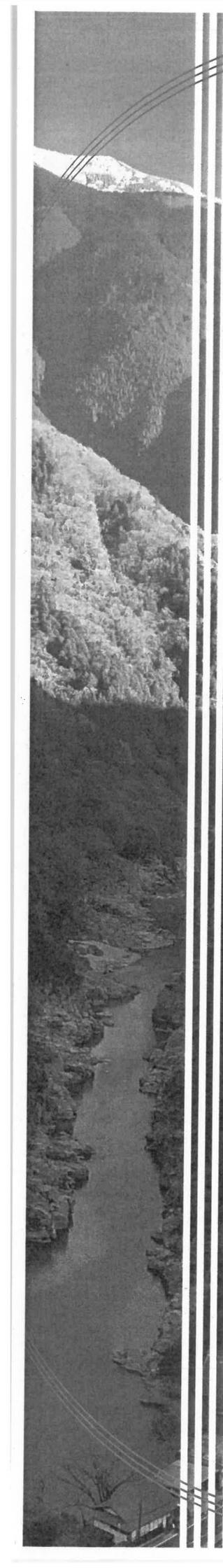
- 地域医療の充実にむけた医療人材確保への支援を求める意見書(令和元年度)
- 尖閣諸島をはじめ我が国の領土、領海における安全保障を求める意見書(令和2年度)
- 原油価格高騰への総合的な対策を求める意見書(令和3年度)

□その他

- 総務委員長として山田議員(共産党)、扶川議員からの「委員長報告に対する質疑」に登壇
- 徳島市新ホール建設予定地における県有地の扱いに関する決議にて、賛成の立場で討論など

□要望など

三好市は琵琶湖よりも大きい721平方キロであり、その90%のエリアを森林が占めています。その為、要望の多くは河川や谷、急傾斜地などの砂防・治山事業、また災害時に命の道となる道路の補修や改良などであり、国、県、市の枠を超えた連携が必要となっています



県民の皆さんに知ってほしい

直面する県政の課題解決に向けた取組

●人口減少、少子化対策

ふるさと納税や企業からの寄付なども含めた「こども応援基金」を設置し、県独自または国の補助に上乗せする形で子供と親への支援が必要です。周産期から成人するまでの間、子供と親への切れ目ない支援と、出来る限り個々の問題と向き合えるよう庁内連携・市町村連携をスムーズに行わなければなりません。

すべての子供たちが夢や希望を持って進んで行けるよう個々の状況に応じた相談・支援また悩みを持つ子供たちを早期発見できるような当事者意識を持った組織と仕組みが必須でしょう。

●大規模災害への対策強化

南海トラフ巨大地震や徳島県中央構造線・活断層地震（三好市での想定震度は最大で震度6強）に備えるために、市と県、地域と連携した計画と訓練の実施、またその備えを行わなければなりません。事前復興による命の道の確保と避難所となる県有施設等の充実をはかり、学校等における事前防災意識の向上と地域を知らながら自助・共助を養う取組が必要です。

●一次産業への回帰戦略

食の安全保障がいわれる中、足元を見れば耕作放棄地が多くある。儲からない農業により後継ぎがない現状などを打開するには農業の立て直しをはかり、スマート化はもちろんのこと、海外輸出なども含めた大胆な施策が必要です。地域の地場産業と観光をパッケージ化し、地域の魅力や特色の掘り起こしと、先人から受け継がれてきた伝統文化を活かした儲かる観光戦力とブランディングが必要です。

農林業・建設業人材の確保の為に、高校や大学との連携、また新しいスキルを身に付ける為の支援の強化が必要です。また林業・かんきつアカデミーの充実をはかり市町村と連携した「学ぶ・暮らす・働く」の一体となった先に見える人材育成が必要です。

●地域福祉と医療環境を守る

地域福祉環境を充実させる為に、地域医療や事業者との連携のもと、ダウンサイジングをはかり、生活に密着した様々なニーズに対応した福祉サービスの実現が必要です。

県立三好病院における外来棟の新設を行い、地域ニーズを取り入れた医療提供体制の構築と、四国の中心にある公立病院として、災害拠点はもとより、西部周産期センター機能の構築など「あって良かった」と実感の持てる病院にしなければなりません。

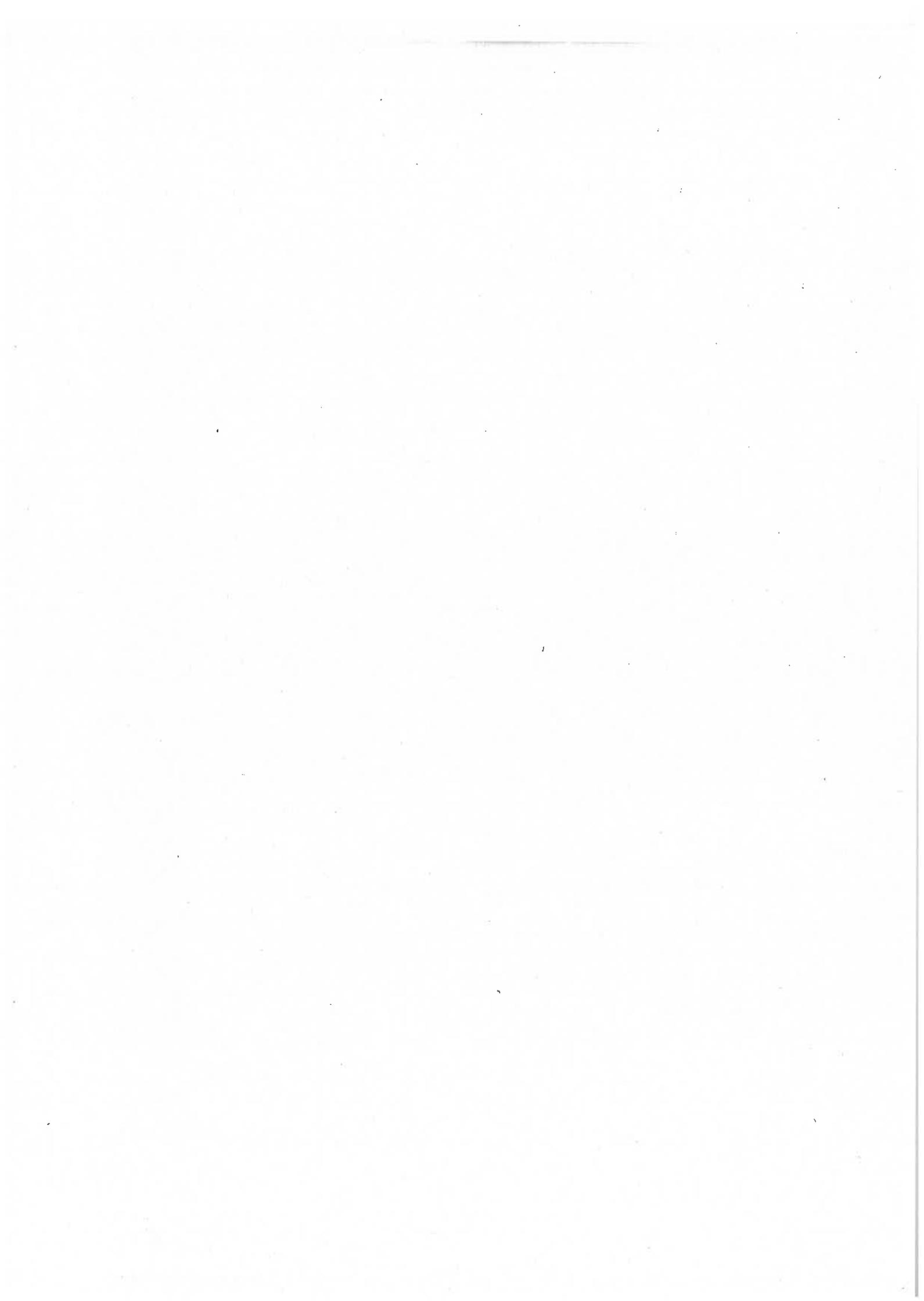
●教育改革における人材育成

高校の魅力化・特色化を進めて行くことで、県外からも「その地域に行って学びたい」と思ってもらえるような地域の特性に合わせた特色化を進めていく必要があります。

部活動の地域移行の推進にあたり、これまで部活動という選択肢しかなかった子供たちに【自尊心や自己肯定感】を養える取組として、地域での役割を見つける機会を民間と共に作る必要があります。

●地域の特性に合わせた柔軟な経済支援体制づくり

県下一律の支援体制ではなく各県民局を通じて地元の強みやニーズに合わせた施策と支援の仕組みが必要です。



(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



領収書

井下 泰憲 様

¥84,822

有限会社よねざわ池田店

代表取締役 前田 秀和

〒778-0004 徳島県三好市池田町シン

TEL・FAX (0883) 72

2022年8月9日

但 書籍代(税込)として、上記正に領収いたしました。

図書名	数量	単位	本体価格	税込価格	出版社	付記
まちづくり戦略3.0	1	冊	1,500	1,650	かんき出版	
人口戦略法案 人口減少を止める方策はあるのか	1	冊	2,400	2,640	日経BPM	
図解よくわかるスマート農業 デジタル化が実現する儲かる農業	1	冊	2,000	2,200	日刊工業新聞社	
地方財政効率化の政治経済分析	1	冊	4,500	4,950	勁草書房	
あなたのまちの政治は案外、あなたの力でも変えられる	1	冊	1,000	1,100	ディスカヴァー・ トゥエンティワン	
政策リサーチ入門 増補版 仮説検証による問題解決の技法	1	冊	2,800	3,080	東京大学出版会	
最新建設業界の動向とカラクリがよ〜くわかる本 第4版	1	冊	1,500	1,650	秀和システム	
地域づくりのヒント 地域創生を進めるためのガイドブック	1	冊	1,800	1,980	先端教育機構	
未来の学校のつくりかた	1	冊	1,800	1,980	教育開発研究所	
こんな学校あったらいいな	1	冊	1,600	1,760	築地書館	
新・エリート教育 混沌を生き抜くためにつかみたい力とは？	1	冊	1,800	1,980	日経BPM	
子どもと家庭を包み込む地域づくり 教育と福祉のホリスティックな支援	1	冊	2,600	2,860	晃洋書房	
教育は変えられる	1	冊	1,200	1,320	講談社	
教育委員会が本気出したらスゴかった。	1	冊	1,600	1,760	時事通信社	
いまさら聞けない！日本の教育制度	1	冊	1,200	1,320	武久出版	
ルポ教育虐待 毒親と追いつめられる子どもたち	1	冊	1,000	1,100	ディスカヴァー・ トゥエンティワン	
あたらしいしょうがっこうのつくりかた	1	冊	1,900	2,090	星雲社	
江戸の教育力 近代日本の知的基盤	1	冊	1,200	1,320	東京学芸大学出版会	
15歳の日本語上達法 15歳の寺子屋	1	冊	1,100	1,210	講談社	
「フラフラ」のすすめ 15歳の寺子屋	1	冊	1,000	1,100	講談社	
寺子屋 伝統文化・礼儀作法	1	冊	1,800	1,980	梓書院	
日本国民をつくった教育 寺子屋からGHQの占領教育政策まで	1	冊	2,500	2,750	ミネルヴァ書房	
月刊事業構想 2022/4月・5月・6月・7月・8月・9月	6	冊	1,182	7,800	先端教育機構	
地域人 79号・80号・81号・82号・83号	5	冊	1,000	5,500	大正大学出版会	
食の戦争	1	冊	710	781	文藝春秋	
長村教授の正しい添加物講義	1	冊	1,300	1,430	ウェッジ	
子どもの想いを地域で支える ヤングケアラー支援ガイドブック	1	冊	2,500	2,750	メディア・ケアプラス	
ヤングでは終わらないヤングケアラー	1	冊	2,000	2,200	クリエイツかもがわ	
売り渡される食の安全	1	冊	860	946	KADOKAWA	
ヤングケアラー 介護する子どもたち	1	冊	1,600	1,760	毎日新聞出版	
ケアラー支援の実践モデル	1	冊	2,300	2,530	ハーベスト社	
ヤバい！厚生労働省	1	冊	1,400	1,540	ビジネス社	
自治体職員が書いた子ども・子育て支援新制度の基礎がわかる本	1	冊	1,670	1,837	デザインエッグ社	
図解ポケット 少年法がよくわかる本	1	冊	1,100	1,210	秀和システム	
社会的養護1・2 改訂版	1	冊	2,780	3,058	星雲社	
子ども家庭福祉六法 令和4年版	1	冊	7,000	7,700	中央法規出版	
合計	45	冊		84,822		

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

振込金受領証
(金融機関・コンビニエンスストア等用)

払込人氏名
井下 泰憲

金額 **10,450**
内消費税額 **950**

受取人
株式会社きょうせい

振込先
[Redacted]

かきヨクセイ
受領印
[Redacted]

2009094
CVS受取専用
阿波池田店
受領日附印

(お客様控)

振込金受領証
(金融機関・コンビニエンスストア等用)

払込人氏名
井下 泰憲

金額 **3,795**
内消費税額 **345**

受取人
株式会社きょうせい

振込先
[Redacted]

かきヨクセイ
受領印
[Redacted]

2009094
CVS受取専用
阿波池田店
受領日附印

(お客様控)

振込金受領証
(金融機関・コンビニエンスストア等用)

払込人氏名
井下 泰憲

金額 **8,360**
内消費税額 **760**

受取人
株式会社きょうせい

振込先
[Redacted]

かきヨクセイ
受領印
[Redacted]

収入印紙貼付欄
2009094
CVS受取専用
阿波池田店
受領日附印

(お客様控)

振込金受領証
(金融機関・コンビニエンスストア等用)

払込人氏名
井下 泰憲

金額 **3,773**
内消費税額 **343**

受取人
株式会社きょうせい

振込先
[Redacted]

かきヨクセイ
受領印
[Redacted]

2009094
CVS受取専用
阿波池田店
受領日附印

(お客様控)

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号
加入者名
日本教育新聞社

金額
千 百 十 万 千 百 十 円
3 3 0 0 0

振込先
銀行
支店

おなまえ
ご依頼人
井下 泰憲

料 金
(消費税込み)
日 附 印
22.7.09
三好池田サングラ
342835

CVS収納用収入印紙貼付欄
(お客様控)

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行)

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-09-28	62194	A93110009
取扱店	イケダ シンマチ	
払込口座	[Redacted]	
払込金額	*9,972	料金 *0

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

株式会社 中央文化社
9972
C 980
井下 泰憲 様

記号番号
残高
[Redacted]

とっても便利！安心！オトク！
ゆうちょデビット サービス開始！

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	54,229 円
-----------	----------

領収書

有限会社よねざわ池田店

代表取締役 前田 秀夫

〒778-0004 徳島県三好市池田町シンマチ13

TEL・FAX (0883) 72-183

2023年 2月 21日

井下 泰憲 様

¥55,131

但 書籍代(税込)として、上記正に領収いたしました。



令和4年公表「公用文作成の考え方」のポイントと文例	1	冊	2,800	3,080	新日本法規出版
日本の少子化対策はなぜ失敗したのか？	1		780	858	光文社
これが答えだ！少子化問題	1		760	836	筑摩書房
なぜ、あの家族は二人目の壁を乗り越えられたのか？	1		1,350	1,485	プレジデント社
とてつもない日本	1		680	748	新潮社
無思考国家	1		1,700	1,870	白馬社
ニホンという滅び行く国に生まれた若い君たちへ OUTBREAK	1		1,500	1,650	白馬社
世界一子どもを育てやすい国にしよう	1		1,200	1,320	ウェッジ
[続]少子化論	1		2,800	3,080	学文社
月刊事業構想 2022/10月・11月・12月 2023/1月・2月・3月	6		1,182	7,800	先端教育機構
地域人 84号・85号・86号・87号	4		1,000	4,400	大正大学出版会
改革・改善のための戦略デザイン農業DX	1		1,500	1,650	秀和システム
希望の日本農業論	1		1,200	1,320	NHK出版
日本は世界5位の農業大国	1		838	922	講談社
日本農業の真実	1		760	836	筑摩書房
そのとき、日本は何人養える？	1		1,500	1,650	家の光協会
経済安全保障リスク 米中対立が突き付けたビジネスの課題	1		1,600	1,760	扶桑社
グローバル世界の日本農業	1		2,400	2,640	作品社
日本の食糧が危ない	1		760	836	岩波書店
エコミック・ステイトクラフト 経済安全保障の戦い	1		3,700	4,070	日経BPマーケティング
ベーシックインカムから考える幸福のための安全保障	1		800	880	幻冬舎
私たちは子どもに何ができるのか	1		1,600	1,760	英治出版
文・理を融合してリーダーを育てる「STEAM教育」	1		1,500	1,650	幻冬舎
子どものまちのつくり方明石市の挑戦	1		1,500	1,650	明石書店
食の戦争 米国の罠に落ちる日本	1		820	902	文藝春秋
日本のリアル 農業、漁業、林業、そして食卓を語り合う	1		740	814	PHP研究所
ビジネスパーソンのための日本農業の基礎知識	1		1,200	1,320	信山社出版
農家はもっと減っていい	1		1,040	1,144	光文社
多様性の科学 画一的で凋落する組織、複数の視点で問題を解決する組織	1		2,000	2,200	テイスカヴァー・ トウエンティワン
合計	37	冊		55,131	/

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

払込受領証
(コンビニエンスストア用)

払込人氏名
井下 泰憲 様

お客様番号
[REDACTED]

金額
6,408 円

受取人
社会福祉法人
全国社会福
祉協議会
受領印

ゆうちょ銀行又は、郵便局でのお支払の場合は、左側の2枚だけをお出しください。

収入印紙貼付欄
(S専用)
2,210
4283

受領日附印

(お客様控え)

払込受領証
(コンビニエンスストア用)

払込人氏名
井下 泰憲 様

お客様番号
[REDACTED]

金額
6,408 円

受取人
社会福祉法人
全国社会福
祉協議会
受領印

ゆうちょ銀行又は、郵便局でのお支払の場合は、左側の2枚だけをお出しください。

収入印紙貼付欄
(S専用)
2,210
4283

受領日附印

(お客様控え)